

令和5年度利用者負担額（保育所保育料）一覧

（年齢は年度途中に変更されません）

階層区分	定義	右記以外世帯				ひとり親世帯等			
		3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)		3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	16,500円	16,200円	0円	0円	7,750円	7,600円	0円	0円
C2	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	0円	0円	9,000円	9,000円	0円	0円
D1	所得割課税額 57,700円未満	22,000円	21,600円	0円	0円	9,000円	9,000円	0円	0円
	所得割課税額 64,700円未満	22,000円	21,600円	(4,500円)	(4,500円)	9,000円	9,000円	0円	0円
D2	所得割課税額 77,101円未満	25,000円	24,500円	(4,500円)	(4,500円)	9,000円	9,000円	0円	0円
	所得割課税額 80,800円未満	25,000円	24,500円	(4,500円)	(4,500円)	25,000円	24,500円	(4,500円)	(4,500円)
D3	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	(4,500円)	(4,500円)	30,000円	29,600円	(4,500円)	(4,500円)
E1	所得割課税額 133,000円未満	34,000円	33,400円	(4,500円)	(4,500円)	34,000円	33,400円	(4,500円)	(4,500円)
E2	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	(4,500円)	(4,500円)	44,500円	43,900円	(4,500円)	(4,500円)
F1	所得割課税額 213,000円未満	52,000円	51,100円	(4,500円)	(4,500円)	52,000円	51,100円	(4,500円)	(4,500円)
F2	所得割課税額 257,000円未満	57,500円	56,500円	(4,500円)	(4,500円)	57,500円	56,500円	(4,500円)	(4,500円)
F3	所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	(4,500円)	(4,500円)	61,000円	60,100円	(4,500円)	(4,500円)
G1	所得割課税額 333,000円未満	67,000円	65,800円	(4,500円)	(4,500円)	67,000円	65,800円	(4,500円)	(4,500円)
G2	所得割課税額 365,000円未満	73,000円	71,700円	(4,500円)	(4,500円)	73,000円	71,700円	(4,500円)	(4,500円)
G3	所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	(4,500円)	(4,500円)	80,000円	78,800円	(4,500円)	(4,500円)
H1	所得割課税額 397,000円以上	85,000円	83,500円	(4,500円)	(4,500円)	85,000円	83,500円	(4,500円)	(4,500円)

※ ひとり親世帯等…ひとり親世帯（児童扶養手当受給資格者）、在宅障がい児（者）のいる世帯等

※ 上記一覧は「1子目」の金額です。所得や世帯の状況に応じて軽減措置が設けられております。詳細は裏面をご覧ください。

多子世帯の認定について

全ての階層

同じ世帯から2人以上入園している場合、2子目以降は「無料」です。

C1階層からE2階層

保護者が監護する子どもの最年長から数え、2子目以降は「無料」です。

副食費について

令和元年10月より施行された幼児教育・保育の無償化により3歳以上児の保育料が無償化となり、これまで保育料に含まれていた副食費（4,500円）については保護者負担とされ、保護者が施設に直接支払うものとされたところでした。

本市においては市独自の施策により、保護者負担とされた世帯の副食費を4,500円を上限に無償化しております。